

# 用語索引

## ア行

悪臭	130
悪臭防止法では、アンモニア、硫化水素等 22 物質を特定悪臭物質と定め、規制している。市条例では悪臭防止の指導を行っている。また、多種のにおいの複合臭に対応するため、人の嗅覚を用いた嗅覚測定法による規制許容値を定め、事業者に対し、指導を行っている。	
アスベスト（石綿）	107
天然に産する鉱物群のうち、高い抗張力と柔軟性を持ち、繊糸状光沢のある特異な繊維形状をなす鉱物の総称のことである。その特性は、断熱性、防音性、耐薬品性に優れ、物理的、化学的にも安定なことから、建築材や自動車用ブレーキ、家庭用品など幅広く利用されてきた。 アスベストを吸入するとアスベスト肺や肺がん、悪性中皮症などの深刻な疾病を誘発する恐れがある。	
アメニティ	94
「快適性、快適環境」と訳される。語源はラテン語のアマーレ (Amare = 愛)。生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統等が互いに他を活かし合うようにバランスが取れ、その中で生活する人間との間に調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をいう。	
硫黄酸化物 (SOx)	108
一般廃棄物処理基本計画	
(かわさきチャレンジ・3R)	20
循環型社会の構築を基本理念に、市民・事業者・行政の環境意識の向上、ごみの発生抑制とリサイクルの推進、事業の効率的な運営を施策の基本として3R（リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基調とした取組を定めた計画。	
浮島2期埋立地	66
雨水浸透	88
雨水が地表から地中に浸入する現象を「雨水浸透」といい、その速度又は能力を「雨水浸透能」という。コンクリート化された道路等は浸透能が低く、雨水が浸透せず流出する。一方、農地（畠地）、樹林地等は、浸透能が高い。また、積極的な雨水浸透を図る施設を「雨水浸透施設」といい、浸透マス、浸透トレーン、透水性舗装等がある。	
エコロジー乗車券	111
オゾン層（破壊）	63
地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを多く含む層。生物に有害な紫外線の多くは、成層圏のオゾン層で遮っている。近年、南極地帯における成層圏のオゾン層が著しく少なくなる「オゾンホール」が毎年発生しており、世界的にも低緯度地帯以外では成層圏のオゾン量が減少する傾向にある。オゾン層が破壊されると、地上に達する紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。	
温室効果（ガス）	15
地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽から流入する日射は、ほとんどが可視光線及び赤外線であり、大気を素通りして地表面で吸	

收される。日射によって加熱された地表面は赤外線を熱放射するが、大気中には赤外線を吸收する性質を有する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまう。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射される。このように日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。京都議定書では、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六氟化硫黄 (SF<sub>6</sub>) の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

## 力行

街区公園	42
化学的酸素要求量 (COD)	115
水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODは、Chemical Oxygen Demand の略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。	
河川水質管理計画	114
かわさきエコドライブ宣言登録制度	22
エコドライブは、自動車排出ガスに含まれる二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) や大気汚染物質を減らすことができるため、地球温暖化防止などの環境対策につながります。さらに、燃料費の節約や交通安全にもつながるなど、メリットがたくさんある自動車の運転方法です。宣言登録はエコドライブを実践している方や趣旨に賛同していただける方に登録をお願いしています。登録は川崎市インターネットホームページから行えます。	
環境影響評価（環境アセスメント）	132
環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づきその事業について適正な環境配慮を行うこと。川崎市では、全国に先駆けて環境影響評価に関する条例を制定している。	
環境基準	
大気の汚染、水の汚濁、土壤の汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくこととするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。	
環境コミュニケーション	42
持続的な社会の構築に向けて、市民、行政、事業者、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境への負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するのではなく、利害関係者の意見を聞き、検討することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。	
川崎市役所環境管理システム・エコオフィス計画	158
市が率先して計画的、体系的に環境保全活動を推進することを目的に、省エネ・省資源対策の推進、廃棄物の減量とリサイクルの推進、物品購入に際しての環境配慮等6つの分野を対象に行動目標、計画の具体的な事項等を示す。1999年4月から2011年3月まで実施。	

環境負荷	42
環境保全水準	131
良好な環境の保全及び創造を図るため、地域環境管理計画に掲げる事項の一つ。地域環境管理計画では、環境影響評価に係る項目が示されているが、環境保全水準は、この環境影響評価に係るそれぞれの項目の目安となる「地域別環境保全水準」として示されたものをいう。	
環境目標値	103
急傾斜地崩壊危険区域	118
九都県市低公害車指定制度	50
電気自動車、天然ガス自動車、エタノール自動車、ハイブリット自動車のみではなく、一般に市販されているガソリン自動車、LPG自動車、ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出が少ない低公害な自動車を指定して公用車に導入していくとともに、低公害な自動車の導入を一般に広く推奨する制度。	
京都議定書	48
1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数量目標が決定されるとともに、排出量取り引協調実施、クリーン開発メカニズム等の新たな仕組みが合意された。なお、2001年11月に開催されたCOP7において、京都議定書の運用規則が最終合意され、温室効果ガスの排出量の削減に向けた具体的な取組が進められている。	
近隣公園	84
グリーン購入	151
市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷の低減に資するもの（環境物品等）を優先的に購入すること。2000年5月に、環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。	
建築協定	98
一定区域内における建築物の位置、構造、用途、形態等に関する基準について、土地所有者等が締結できる民間協定。「建築基準法」では、市町村は、建築物の利便を増進しつつ、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合は、この協定を締結できることを条例に定めることができる規定している。本市では、1971年に「建築協定条例」を制定した。	
(川崎市) 公害防止等生活環境の保全に関する条例	
1999年に、「公害防止条例」に代えて制定した条例。市民の健康を保護し、安全な生活環境の確保を目的に、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図る。工場・事業場が遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。	
光化学オキシダント (Ox)	27
大気中の揮発性有機化合物 (VOC) や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与えるため、大気の汚染に係る環境基準が設けられている。光化学スモッグは、光化学オキシダントに起因するスモッグのことをいう。	
公共用水域	114

交通需要管理（＝交通需要マネジメント） ..... 29

(TDM : Transportation Demand Management)

　自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率的な使用による標準化、分散化、軽減化を図ることで交通渋滞の緩和を目的としている。交通渋滞の緩和は、間接的に自動車公害を防止することから、重要な自動車対策として位置付けられており、「公害防止等生活環境の保全に関する条例」にその既定がある。

高度処理 ..... 119

　下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物質は浮遊物、有機物、栄養塩類（窒素、燐）などである。なお、東京湾における赤潮の発生の原因となっている富栄養化防止には、窒素、燐の流入量削減が大きな課題となっている。

コーチェンレーション（熱電併給システム） ..... 56

　発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯、暖房等を行うエネルギー供給システム。従来の発電システムのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは失われていたが、このシステムでは最大80%まで高められる。これまで紙パulp、石油化学産業等で導入されていたが、最近ではオフィスビル、病院、ホテル、スポーツ施設等でも導入が進んでいる。

固定発生源

　環境を汚染する物質を発生する発生源のうち、自動車、船舶等移動する発生源に対し、工場や事業場のように固定した場所の発生源を固定発生源という。

コンポスト化 ..... 21

## サ行

里山 ..... 24

酸化角膜 ..... 30

産業廃棄物 ..... 73

産業廃棄物処理指導計画 ..... 72

酸性雨 ..... 62

　化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸等に変化し、それが雨等に取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロソルの形で酸性地上に到達することをいう。雨はごく自然の状態でも空気中の二酸化炭素が溶け込むことにより、pH5.6程度になるといわれているが、それより低いpHになった雨を通常「酸性雨」と呼んでいる。欧米では、湖沼や森林等の生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際問題となっている。我が国では、環境省（現環境省）によるモニタリング調査の結果、全国的に年平均値でpH4台の降水が確認された。生態系への影響は顕在化していなかったが、今後も現在のような酸性雨が降り続くと、将来影響が現れる可能性が懸念される。

市街化区域 ..... 25

　無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法によって定められている都市計画区域の区分。市街化区域は、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域である。

市開設型市民農園 ..... 25

事業所緑化協定 ..... 78

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法) ..... 27

窒素酸化物に対する従来の施策をさらに強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図るため、自動車NOx法を改正し、2001年6月に制定された。自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の総量削減計画の作成、車種規制等により対策を推進する。改正に伴い、車種規制の強化、事業者に対する措置の強化が行われている。

自動車騒音に係る要請限度 ..... 131

騒音規制法第17条第1項では、「市町村長は、騒音の測定を行った場合において、指定地域における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と規定しているが、この規定に基づき、都道府県公安委員会に要請を行う限度を自動車騒音に係る要請限度といふ。

市民健康の森 ..... 43

水道GLP ..... 121

水道水の水質検査は、水道水の安全性を確認するもので高い精度と信頼性の確保が求められている。「水道GLP (Good Laboratory Practice)」は「水道水質検査優良試験所規範」の略称であり、水道法施行規則やISO9001及びISO17025等を基に、日本水道協会が水質検査結果の信頼性確保のために必要な要件を定めた規格である。

生活騒音 ..... 96

生活排水 ..... 119

生産緑地地区 ..... 25

市街化区域内にある農地等の役割を緑地機能の面から積極的に評価し、適切に保全することによって、都市環境を維持することをねらいとして都市計画上位置付けられた農地。生産緑地に指定されると税制上の優遇措置を受けられるが、土地利用が制限される。

生物化学的酸素要求量(BOD) ..... 115

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BODは、Biochemical Oxygen Demandの略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷(汚濁の度合い)が大きいことを示している。

生物多様性 ..... 93

地球上に存在する生物の間に違いがあること(変異性)を意味し、生態系(生物群集)、種及び遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続いている状態を保全することを意味する。世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組むための枠組みとして、1993年に「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」が発効した。この条約には、国家戦略の策定、重要な地域・種の選定及びモニタリング、生息地内保全、持続可能な利用、研究、情報交換、遺伝子操作生物の安全確保、技術移転、資金協力が規定されている。我が国では生物多様性条約に基づき、1995年に地球環境保全に関する閣僚会議において、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図るために国の基本方針等を定めた生物多様性国家戦略を決定し、その後2002年と2007年に見直しが行われている。

総量規制 ..... 109

## 夕行

ダイオキシン類 ..... 33

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナ-PCB)の総称で、通常、環境中に極微量に存在する有害な物質である。人の健康に重大な影響を与えるおそれのある物質であることから、2000年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉等への排出抑制が行われている。

なお、ダイオキシン類の濃度に関する単位は、環境中の大気、水質、土壤と底質について、それぞれpg-TEQ/m<sup>3</sup>、pg-TEQ/L、pg-TEQ/gと標記する。ここで、pg(ピコグラム)とは1兆分の1gのこと、TEQとはダイオキシン類の量をそれらの中で最も強い毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算した量であることを表している。

体験型農園 ..... 25

対策目標値 ..... 27

対策目標量

大気汚染物質のうち、広域汚染の原因となる物質に関し、市内における排出要因、排出量等と勘案して、対策目標値を達成するため、地区ごとに許容される排出総量。

大師河原水防センター(大師河原干潟館) ..... 39

多摩川の氾濫等により堤防が被害を受けた場合に応急復旧を行なうための拠点として、整備されたもの。平常時は、地域の市民や諸団体からなる運営委員会と行政とが協働して、2008年1月から管理運営を行っている。環境や周辺の歴史文化の学習の場としてや、水防訓練に活用されている。

代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により生産が全廃された特定フロン類の代替品として開発されたフロン類似品のことで、フロンと同等の性質を持ち、かつオゾン層の破壊能力が低い又はないものである。代表的な代替フロンとしてはハイドロフルオロカーボン(HFC)などがあるが、地球温暖化の原因物質であることから、排出抑制が求められている。

太陽光発電 ..... 146

多自然リづくり ..... 89

橋りサイクルコミュニティセンター ..... 38

多摩川エコミュージアムプラン ..... 43

エコミュージアムとは、エコロジー(生態学)とミュージアム(博物館)との造語。地域の自然・歴史・文化を再認識し、これらの固有の資源などを地域で守り、育み、継承していくとする活動のこと。さらに、これらの活動から人々の新たな交流を育み、快適で豊かな生きいきと暮らせるまちづくりに地域から取り組んでいくことをめざしている。

多摩川プラン ..... 89

「川崎の母なる川・多摩川」の魅力を、流域を含めた一人ひとりの市民が共有し、豊かな自然環境と多様な生命が共生する新しいライフスタイルを創造することを目指して、市民・企業・学校・行政などと協働で推進する具体的な取組をまとめたもので、平成19年3月に策定された。

多様性指数	116
水域の汚濁が進むとそこに棲む生物は、汚濁に耐えられる種のみに限られ、種類数は減少する。一方、清澄な水域では、多くの種が生息し、複雑な群集構成を示す。このような現象を利用して底生生物の群集構成の複雑さ（多様性）が、水質の評価指標として用いられている。この数値が大きいほど、多様性が高い。	
多量排出事業者	72
地域緑化推進地区	83
地球温暖化係数	48 (GWP : Global Warming Potential)
地区計画制度	98
窒素酸化物 (NOx)	108
窒素の酸化物の総称であり、大気汚染物質としては、一酸化窒素、二酸化窒素が主である。石油、石炭等の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車、家庭などから排出される。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素のかたちで大気中に放出され、紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。この反応はすぐに起こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。	
また、窒素酸化物は、光化学オキシダントや酸性雨の原因にもなる。なお、一酸化二窒素（無酸化窒素）は温室効果ガスのひとつである。	
中水道システム	90
底質	33
デポジット制度（預託返戻制度）	167
電波受信障害	134
等価測定機	107
透水性舗装	85
道路交通振動に係る要請限度	131
振動規制法第16条第1項では、「市町村長は、振動の測定を行った場合において、指定地域における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と規定しているが、この規定に基づき、道路管理者又は都道府県公安委員会に要請を行う限度を道路交通振動に係る要請限度という。	
特定フロン（クロロフルオロカーボン）(CFC)	62
オゾン層はCFC（クロロフルオロカーボン：フロン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）等のオゾン層破壊物質により破壊されている。日本では、モントリオール議定書に基づき、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定して、1989年7月からオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制を開始し、着実に削減していくための施策を行っている。CFCは1996年1月に生産が全廃され、HCFCは2020年1月に生産が全廃される予定。	
特別緑地保全地区	24
都市計画マスタープラン	155
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として、議会の議決を経て定められた「基本構想」と県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定める政策領域図面。	
個別の細やかな計画事業の内容そのものを直接決めるものではないが、今後、市が定める都市計画は、この都市計画マスタープランに即して定めることとなる。	
川崎市の都市計画マスタープランは、全体構想、区別構想及びまちづく	
り推進地或別構想の3層構成としており、2007年3月に全体構想と7区の区別構想を策定した。	
土壤浄化システム（大気環境改善新型土壤浄化モデル）	112
土壤をフィルターにして空気を浄化する装置で、自動車排出ガスによって汚染された空気を道路端から吸い込み、オゾンを加えて上下に分かれた土壤層を通して、NO <sub>2</sub> 等を土壤に吸着させ、土壤に生息する微生物により分解・浄化し、きれいになった空気を大気に放出するシステム。1999年度に産業道路沿道の池上新田公園に設置した。	
ナ行	
内分泌かく乱化学物質	33
内分泌かく乱作用を持つ化学物質のこと。国の見解では「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」であり、環境ホルモンとも呼ばれる。	
環境省（当時、環境庁）は、平成10年5月に「内分泌搅乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン準備計画 SPEED'98—」（以下「SPEED'98」という。）をとりまとめ、内分泌かく乱作用の有無、強弱、メカニズム等を解明するため、優先して調査研究を進めていく必要性の高い物質群として65物質を提示し、各種の取組みを進めてきた。36物質で試験を実施した結果、一部の物質が魚類について内分泌かく乱作用を有することが認められたが、ヒトの属する哺乳類については明らかな内分泌かく乱作用は認められなかった。	
これらの研究結果等を踏まえ、平成17年3月に「SPEED'98」を改訂した対応方針である「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—ExTEND2005—」に基づいて、調査研究を実施してきた。	
さらに、平成22年7月には、ExTEND2005に所要の改善を加えた「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—ExTEND2010—」を策定し、内分泌かく乱作用について必要な各種取り組みを推進している。	
ニヶ領せせらぎ館	39
市民と行政のパートナーシップで進めている「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点施設・情報発信センターとして、管理・運営を市民と行政が協働して行っている。多摩川やニヶ領用水の自然と歴史に関する資料や宿河原堰の模型等を展示している。床には、多摩川の源流や河口までの航空写真のパネルが敷かれている。	
ニヶ領用水総合基本計画	87
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	107
硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり、排出ガス中に含まれ、大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は、人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。このため、人の健康の保護の観点から、環境基準が定められている。	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	27
物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場、自動車などの燃焼過程などである。	
燃焼過程からほとんど一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。	
また、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質の一つである。	
水に難溶性のため呼吸時に深部の肺泡に達し、呼吸器系炎症を起こす。	
このため、環境基本法第16条に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい環境基準が定められている。	

農業振興地帯制度	78
----------	----

## ハ行

パーカーフルオロカーボン (PFC)	49
--------------------	----

化学的に極めて安定であることから、電子部品等精密機器の洗浄や半導体の製造工程等に広く使用されている。大気中の寿命が長く、数千年と推定される強力な温室効果ガスである。京都議定書に定められた削減対象の6つの温室効果ガスのうちの1つ。

廃棄物減量指導員	43
----------	----

廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に基づき、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を有する市民のうちから市長が委嘱する。地域における推進役として、一般廃棄物の再利用及び再生利用による減量等の市の施策への協力その他の活動を行う。

廃棄物交換制度	73
---------	----

ハイドロフルオロカーボン (HFC)	49
--------------------	----

水素、フッ素、炭素から構成される化学物質で、以前冷媒に使われていたものを代替する物質群の1つである。以前冷媒に使われていたものに比べて対流圧で分解しやすく、また、塩素原子がないためオゾン層をほとんど破壊しないが、温室効果があるため、京都議定書では削減対象の6つの温室効果ガスの1つとされた。

ヒートアイランド現象	59
------------	----

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の減少、さらに冷暖房等の人口排熱の増加により地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

光害	132
----	-----

照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光によって、周辺環境に好ましくない影響を与える状況のことを光害（ひかりがい）という。主な影響としては、居住者、歩行者、交通機関、天体観測といった人間の生活及び活動への影響や野生生物や農作物への影響があげられる。

微小粒子状物質 (PM2.5)	106
-----------------	-----

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。一般にSPMよりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）などである。

ビル風害	132
------	-----

富栄養化	119
------	-----

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さら

に進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類の死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・磷に関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質 (SPM : Suspended Particulate Matter)	105
--	-----

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。大気中に長期滞留し、肺や気管等に沈着するなどして、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生する他、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中の光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

ふれあいの森	24
--------	----

## マ行

まちの樹	81
------	----

マニフェストシステム（マニフェスト制度）	74
----------------------	----

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。1991年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により創設され、1993年4月より一部の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）に限って義務付けられた。1997年6月の同法の改正により、マニフェスト制度の適用がすべての産業廃棄物に拡大された（1998年12月施行）。

緑の基本計画	23
--------	----

市域の緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進する計画。緑の保全及び緑化の目標、緑の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項、緑地の配置の方針に係る事項、緑化の推進を重点的に図るべき地区及び緑化の推進に関し必要な事項等を定める。本市では、1995年10月に策定し、2008年3月に改定した。

（川崎市）緑の保全及び緑化の推進に関する条例	
------------------------	--

1999年に、「自然環境の保全及び回復育成に関する条例」に代えて制定した条例。市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的に、良好な都市環境の形成を図る。緑の推進に関して必要な事項を定めている。

緑の保全地域	24
--------	----

法による特別緑地保全地区以外の緑地で、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる緑地のうち豊かな林相、水辺地等と一体となって良好な緑を形成している土地の区域等で、「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市長が指定する。緑の保全地内で建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成、土石の採取又は積積その他の土地の形質の変更等の行為をしようとする者は、あらかじめ届出が必要となる。

## ヤ行

有害大気汚染物質	106
----------	-----

大気中濃度が微量で急性影響は見られていないものの、長期的に曝露されることにより健康影響が懸念される物質群の総称。大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されている。

有効測定局 ..... 27

## ラ行

リスクコミュニケーション ..... 32  
粒子状物質減少装置指定制度 ..... 30  
緑化推進重点地区 ..... 78

緑の基本計画で設定することとしている緑化の推進を重点的に図るべき地区。2001年9月の環境保全審議会（現 環境審議会）の答申で、9地区的設定が提言され、基本的な考え方が示されている。その概要は、駅前等の都市のシンボルとなる地区、特に緑の少ない地区、市街地開発事業等と連携して計画を策定することが可能な地区等を要件としている。

緑化推進リーダー ..... 143  
緑地保全協定 ..... 24

## B

BOD : Biochemical Oxygen Demand → 生物化学的酸素要求量

## C

CFC (クロロフルオロカーボン) → 特定フロン  
COD : Chemical Oxygen Demand → 化学的酸素要求量

## D

DPF (Diesel Particulate Filter) 装置 ..... 30  
(ディーゼル微粒子状物質減少装置、粒子状物質減少装置)

## H

HFC → ハイドロフルオロカーボン

## N

NO<sub>2</sub> (二酸化窒素) → 二酸化窒素  
NOx (窒素酸化物) → 窒素酸化物

## P

PFC → パーフルオロカーボン  
pH ..... 63

ピーエイチと読む。溶液の酸性、アルカリ性の程度を示す。pHが7であれば中性、7未満は酸性、7を超えるとアルカリ性を示す。雨はごく自然の状態でも、空気中の二酸化炭素が溶け込むことによりpH5.6程度になるといわれており、それより低いpHになった雨を通常「酸性雨」と呼んでいる。pHは酸性雨の基本的な指標の一つであるが、硫酸や硝酸等の

イオン成分の濃度なども重要な指標である。

ppb (parts per billion) : 十億分の一 ..... 62

ppm (parts per million) : 百万分の一 ..... 105

PRTR ..... 32

Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度) の略。人や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中(大気、河川、海など)に排出されたのか、又は、廃棄物などとして事業所の外に運び出されたのかというデータを把握・集計し、公表する仕組みである。

化学物質を製造・使用する事業者は、環境に排出した量と廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量を自らが把握し、毎年、行政機関に届出する。行政機関は、そのデータを整理・集計するとともに、届出事業所以外(非対象事業所、家庭、自動車など)から排出される量を推計し、これら2つのデータを併せて公表する。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」により制度化された。

## S

SO<sub>2</sub> (二酸化硫黄) → 二酸化硫黄

SOx (硫黄酸化物) → 硫黄酸化物

SPM : Suspended Particulate Matter → 浮遊粒子状物質

## T

TDM : Transportation Demand Management

→ 交通需要管理(= 交通需要マネジメント)

TEQ ..... 126

Toxicity Equivalency Quantity (毒性等量) の略。ダイオキシン類は毒性の強さが種類によって異なることから、ダイオキシン類の中間の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性を1として、他のダイオキシン類の中間の毒性の強さを換算することにより、ダイオキシン類全体の毒性を評価している。

## <国際単位系(SI)による接頭語>

記号	$10^n$ (漢数字表記)
d (デシ)	$10^{-1}$ (十分の一)
c (センチ)	$10^{-2}$ (百分の一)
m (ミリ)	$10^{-3}$ (千分の一)
$\mu$ (マイクロ)	$10^{-6}$ (百万分の一)
n (ナノ)	$10^{-9}$ (十億分の一)
p (ピコ)	$10^{-12}$ (一兆分の一)